

もし、あなたが飲酒運転で検挙されたら…

中央教育事務所



- 原則として「懲戒免職」の厳しい処分となる
- 子どもたち、保護者、地域社会、県民全体の信頼を裏切ることになる
- 家族にも大きな影響を与え、辛い思いをさせる等の、取り返しのつかないことが生じます。



「教職員の不祥事発生防止に向けて」平成28年6月改訂 秋田県教育委員会 より抜粋



しない させない 許さない



昨日は飲み過ぎたから、今日はバス(電車)で出勤しよう!



明日は7時に運転だから、今日は飲酒量をセーブしよう!

飲酒運転は防ぐことができます!!

酒席前

- ①案内文に飲酒運転防止の注意喚起を掲載する。
- ②翌日の勤務等に配慮した開催日や時間を設定する。
- ③参加者全員の帰宅交通手段を確認する。
- ④飲酒する人は、自家用車で会場に行かない。

★職場の酒席における飲酒運転防止に向けた取組(例)

酒席中

- ①乾杯前にソフトドリンクをテーブルに置く。
- ②挨拶や締め乾杯等で飲酒運転防止の声かけをする。
- ③翌日運転する場合、後半はソフトドリンクを飲むなどして飲酒量を調整し、二日酔いにならないようにする。

酒席後

- ①幹事等は、運転代行を利用して帰宅する人がいたら、代行車に乗るまで見届ける。
- ②翌朝アルコールが残っていると感じたら、絶対に運転しない。

<不祥事防止の合い言葉>

”見てござる”

「見ている人は見ている」ことを忘れない

- 1 お天道様が見ている
- 2 自分の心に手を当てて考えてみる
- 3 人様に恥ずかしいことをしていないか